



日本の勤労人民の栄養の諸問題に対する寄与（第17報）：食品添加物の製造・使用の根本問題

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道教育大学 公開日: 2012-11-07 キーワード: 作成者: 細井, 敬三 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00001982

日本の勤労人民の栄養の諸問題に対する寄与

第17報 食品添加物の製造・使用の根本問題

細 井 敬 三

北海道教育大学札幌分校生活科学研究室

Contribution to the Problems of Nutrition of Working People in Japan.
Report 17. On the Fundamental Question of the Production and Use of Food Additives.

Keizo Hosoi

Department of Home Economics, Sapporo College, Hokkaido University of Education

The present paper deals mainly with the fundamental question of the production and use of food additives and "for whom?". The production and the use of food additives in capitalist countries like Japan are not for the masses of the people, but for the capitalist classes.

The report on the survey of food additives by the Investigation Committee of Resources in 1969 was criticized. It is considered that the report is not for the consuming public, but for the enterprises.

1. 緒 言

敗戦後食品衛生法が昭和22年12月制定され、食品添加物(以下添加物と略記する)が国によって指定されて以来、添加物品目は増加の一途をたどり、添加物の生産量・使用量が增大する一方である。昭和41年における主要添加物の生産量および生産金額は、91トン、614億円と推定され¹⁾、国民1人1日当たり添加物摂取量は約3g²⁾という。現在添加物は約360品目に達し、消費者大衆は毎日数十品目の添加物を、好むと好まざるとにかかわらず、摂取させられている。

近年来有害食品³⁻⁵⁾、うそつき食品⁶⁾、添加物の有害性⁷⁾などについての認識が消費者大衆のあいだに高まってきた。いわゆる食品公害⁸⁾なることばがマスコミによって造られ、消費者大衆の関心が食品公害に集まった。消費者大衆は生命と健康とにたいする添加物の有害性問題について、強い不安の念を抱きつつけている。

学術界でも添加物問題に目を向け、この問題を多く取り扱うようになった。消費者大衆や一部の学者は添加物問題に批判検討を加えている。これは一面であるが、他の面では添加物の必要論、擁護拡大論が依然として企業、学術界、衛生行政のなかに根強く存在している。資源調査会の「食品添加物に関する調査報告」¹⁾(以下報告と略記する)は、ブルジョアの権威のある報告であり、添加物必要論についての世論形成にたいして、添加物有害性問題の対処方策にたいして重要な指導的役割を果たしている。

このような状況のなかで、添加物の製造・使用はだれのためのものか、という根本問題、原則上の問題について研究すること、添加物の製造・使用のブルジョア理論にたいする批判を加えるこ

と、そしてこの基本問題にたいして解決をえておくこと、これらは消費者大衆の生命と健康とを守る事業のうへで、重要な意義がある。添加物の製造・使用の原則上の問題の研究は、勤労人民の栄養問題解決にも寄与するものであり、勤労人民のためのものであると考える。

添加物の製造・使用はだれのためのものかという根本問題の研究、これが本論文の主要な目的である。論文は報告にたいして批判を加えたものである。添加物の製造・使用問題は消費者大衆の生命と健康とを守る衛生路線の樹立によってのみ、はじめて正しく処理されるであろう。人民大衆の衛生路線樹立のため、決意をかため、犠牲をおそれず、万難を排して、奮闘努力しよう。

2. 添加物必要論、添加物擁護拡大論にたいする批判

衛生研究機関の研究者は、学会のシンポジウムにおいて、主婦の添加物学習会において、添加物必要論、添加物擁護拡大論をわめきたてる。次のように威だけしく説教する。食品衛生法がある。添加物は国が許可したのだから安全である。使用基準以内であれば、安全である。添加物は学術権威者参加の食品衛生調査会の答申にもとづいて許可したものである。専門知識のない消費者は、添加物の安全性などについてなにもわからないのであるから、国が許可したものに従っていればよい。学術権威者が安全だ、無害だ、有害でないということばを信じていけばよい。

これが官僚的ブルジョア学術研究者の高慢なことばである。かれらは、食品衛生調査会の答申、厚生省の見解・通達、学術権威者の主張などにたいしては無批判であり、盲従であり、これら権威にたいする奴隷根性まるだしである。かれらには権威にたいする、正確にいうならば、ブルジョア権威にたいする科学的批判の精神など少しも見られない。

衛生研究機関、大学などの研究者のなかには、添加物必要論や添加物擁護拡大論の信奉者がかなり多数存在する。かれらは食品の製造・加工のために添加物必要論を主張し、また添加物使用による消費者の食生活改善論を主張する。保存料、殺菌料など添加物を含有する安価な動物性加工食品、たとえば魚肉ソーセージなどの製造・供給は、僻地、山村の貧しい人びとの栄養改善のために大いに貢献している。添加物使用は低所得層の低栄養水準の向上のため、低蛋白質食改善のために役立っている。かれらはこのようにいう。この主張こそ、添加物必要論の具体的現われである。

報告は添加物製造・使用の理論に関して、添加物必要論、添加物擁護拡大論を信奉する多くの学者・研究者にたいして、決定的影響を与えている。それでは、報告の添加物必要論、擁護拡大論の論点を紹介しよう。

報告¹⁾は添加物の必要性について、次のように述べている。「近年、加工食品に対する需要の伸びはいちじるしいものがあり、これに対応して嗜好性および保存性の高い、一定品質規格の製品をつくることが要請されるようになった。

また一方、わが国ではとくに動物性たんぱく質食品の需要の増大が見込まれているので、畜産物、水産物の保存性を高めたり、利用価値の低い原料から新しい加工食品を生産したりする技術の開発が期待される。

これらの要求に応えるためには、食品の加工技術および流通技術など各側面から検討が行なわれるべきであるが、食品添加物の使用もその重要な手段の一つであるといえよう。

今後、冷蔵・冷凍、乾燥、包装など関連技術が発達し、あるいはさらに放射線照射など新しい技術が実用化されるであろうが、そのときも食品添加物の必要性は必ずしも失なわれず、むしろこのような技術に関連して食品添加物の効果的な利用の可能性が考えられる。」

報告はもっともらしい理由を挙げて添加物の必要性を強調し、さらに将来添加物の必要性、新添

加物の開発・利用を示唆している。報告は明白に添加物必要論である。今後、食品加工技術の進歩にともなって新添加物の開発の必要性を主張し、添加物の効果的な利用の可能性に言及するのは、添加物擁護拡大論であるということを、報告は表明しているものである。

報告¹⁾のなかで述べている「嗜好性および保存性の高い、一定品質の製品をつくること」は、食品工業の要求であり、食品工業のかねもうけから出発した要求である。動物性蛋白質食品に添加物を加えて保存性を高めても、動物性食品そのものの総数量の増加を意味するものではない。勤労人民にたいして最適蛋白質食を保障するために、なすべき重要施策は、畜産物、水産物など動物性食品の生産増大を真剣にたたかひとることである。畜産物、水産物に保存料、殺菌料などを加えて保存性を高める技術は、企業、食品工業のための安易な技術であり、勤労人民の生命と健康とを守るための技術ではない。添加物による保存性を高める目的は何か。それは、企業が動物性加工食品の腐敗による損失を防止するためであり、かねもうけのためである。ここで技術は企業のかねもうけのための道具である。

消費者大衆に奉仕せず、商業資本のかねもうけのための流通機構を徹底的に変革して、消費者大衆に奉仕する流通機構を樹立する。人民に奉仕する流通機構が消費者大衆に動物性食品、無添加物加工食品を供給する。このことの実現のために、人民大衆は闘争しなければならない。

朝日新聞は次のように報道している。本報告は、かぎられた食糧資源をむだなく生かすためには、添加物の利用が今後ますます避けられなくなるという見通しに立脚し、その利用のあり方を示したものである。消費者代表らは「健康を損うものとなる食品添加物の使用を、できるだけ制限し、“安心して食べられる食品”を目標にすべきだ」と主張したが、食品添加物小委員会（委員長刈米達夫、25人の専門委員）では「安全性は食品衛生法規によって確保される、という前提のもとに、添加物の利用範囲を広げて食糧の有効利用に役立てるのが望ましい」とする意見が大勢を占めた。以上が報道である。

マスコミでさえ、報告は添加物の使用制限より拡大であるときめつけている。

著者は約360品目の添加物すべてを排除するものではない。消費者大衆の生命と健康とを守る立場から、添加物を科学的に評価しなければならない。約360品目の添加物のなかには、有害のもの、無用のもの・なくてすむものがあり、また強化剤（ビタミン）のように有用のものも存在する。

報告は添加物を三大別して、(1)栄養強化剤、調味料などのように、本質的には食品の成分そのものであって、安全性の上に問題の少ないもの、(2)保存料、殺菌料などのように対象食品、使用量、使用制限があって、安全性の上に注意を要するもの、(3)着色料、着香料などのように、上記(1)および(2)にまたがるものとしている。問題は(2)と(3)とのグループにある。

報告は安全性の上に注意を要する添加物、安全性の確証のない添加物の追放、一時使用停止を主張しない。衛生行政は有害のもの、無用のもの、有用のものを一括して添加物と規定する。この黒白混同のやり方は、消費者大衆を欺瞞するブルジョア階級の常套手段である。栄養強化剤、調味料などは、いわゆる添加物から削除し、黒白混同を避けるべきである。

添加物必要論、添加物擁護拡大論は、添加物の製造・使用問題を認識したり、添加物有害性問題、添加物安全性問題を処理したりするうえで、人民に服務する立場・観点に立っておらず、それと全く相反した立場・観点、つまり、ブルジョア階級の立場・観点に立っている。

添加物必要論は、企業、衛生行政、学術界のなかに優勢であり、企業は衛生行政、学術権威者などの支持協力のもとで、保存料、殺菌料、着色料などの添加物を法規に守られて製造・使用している。これら添加物の製造・使用に当たっては、企業のかねもうけが優先され、安全性問題が軽視さ

れ、消費者大衆の生命と健康とが軽視され、無視される。

資本主義体制における添加物の製造・使用の論理は、企業の利潤追求、かねもうけを第一とし、消費者大衆の生命と健康とを守ることを第二とする。かねもうけを第一とし、消費者大衆の生命と健康とを軽視する立場・観点は、人民大衆の立場・観点とまっこうから対立するものであり、ブルジョア階級の立場・観点である。

企業が添加物を好んで積極的に使用するのには、ほかでもなく、かねもうけのためである。企業は添加物の使用によって損をうければ、使用しなくなるものである。清酒にサリチル酸を添加する。これによって、醸造家は損をせず、もうかり、政府は多額の酒税がはいる。この例のように、保存料、殺菌料、着色料などの添加物の製造・使用は、企業のかねもうけに有利であるからであり、ブルジョア階級の利益になるからである。

添加物の製造・使用は企業のためのもの、ブルジョア階級のためのものである。これが、添加物の製造・使用はだれのためのものかという根本問題の解答である。

添加物必要論、添加物擁護拡大論は、添加物の製造・使用のブルジョア理論であり、ブルジョア階級の利益に奉仕する理論であり、ブルジョア階級のためのもので、人民大衆、消費者大衆のためのものではない。

3. 添加物使用による経済性

報告は添加物必要論の論拠の一つとして、添加物による経済性を挙げている。添加物使用による経済性について、報告¹⁾は次のように述べている。

「食品添加物を使用することにより、天然物を用いる場合に近い効果を、より安価にうることができる。昭和41年度における人工甘味料の推定消費量は約8,300トン、消費額は約16億円で、甘味度による砂糖換算量は約87万トンとなる。

一方、人工甘味料の甘味効果を砂糖価格に換算すると約96億円となる。したがって、甘味度という点のみからみれば、約80億円が節約されたことになる。」

昭和44年(1969)5月報告公表の時点では、サッカリン、サイクラミン酸塩(以下チクロと略記する)が人工甘味料として使用されていた。当時すでに安全性の点で疑いのあったチクロの使用が、国家によって許可されていた。チクロの使用は企業に大きな利潤をもたらしていたからである。

砂糖の甘味度を1とすれば、サッカリンは約450、チクロは約40である。砂糖1kg当たり、130円、サッカリン1kg当たり700円、チクロ1kg当たり200円とすれば、砂糖1kg 130円の甘味度と同一程度の甘味度を得るに要するサッカリンとチクロとの費用は、それぞれ1.55円と5円である。砂糖1kgのかわりにサッカリンを使えば、128.45円もうかり、チクロを使えば、125円もうかることになる。

清涼飲料水を例に挙げて説明しよう。清涼飲料水は全糖という標示のもので、普通約11%の糖分である。人工甘味料添加という標示の某清涼飲料水では、糖分約1%であり、糖分10%に相当する甘味度を人工甘味料の甘味によっている。

清涼飲料水は全糖ものでも、人工甘味料添加ものでも、小売価格ではほとんど差がない。人工甘味料添加ものがごくわずか安いただけである。したがって、清涼飲料水の味甘度の約90%が人工甘味料の甘味であるとすれば、人工甘味料使用によって甘味度の約87%が企業のもうけになり、そのもうけ分だけが消費者大衆の負担になり、消費者大衆がその分だけ高く買っているのである。こ

の種の人工甘味料添加清涼飲料水を買って飲むものは、主として一般消費者大衆である。

企業が果実類缶詰、果実類瓶詰、ジャム類、マーマレード、菓子類、ある種の調味料などに人工甘味料を使用して経済的利益を得ることは、清涼飲料水の場合と同様である。

かまぼこ、魚肉ハム・ソーセージの原料としてのすけとうだらなどの冷凍すり身は、親水性基の多い糖類、とくに D-ソルビットの使用によって、魚肉蛋白質の冷凍変性の防止と製品の褐変防止を得ている。その結果、十数%の経済的利益を得ている。

添加物使用による経済的利益を得るものは、消費者大衆でなくて、企業であり、資本家である。

報告が強調する添加物使用による経済性とは何か。それは、企業のかねもうけになるということであり、消費者大衆の側からみれば、より多くより巧妙に搾取されることである。さらに加えて、保存料、殺菌料、着色料などの使用は、悪いことに、消費者大衆の生命と健康保持とにたいして、完全な、十分な保障を与えていないことである。それどころか、安全性の確証のないまま、使用されており、甚だしきにいたっては、生命と健康とにたいして危害さえ加えているということである。

4. 添加物の安全性と添加物の規制

(1) 添加物の安全性

添加物の安全性、長期慢性毒性について、報告¹⁾は次のように述べている。

「現在食品添加物として使用が認められている化学的合成品の中には、厳密な立場から長期慢性毒性について十分検討されていないものもある。

わが国でも、再検討の必要性を痛感し、国立衛生試験所で発がん性を含めた長期毒性試験を色素およびズルチンについて行ない、その結果と外国の資料にもとづき、10種の食用色素およびズルチンが指定品目から削除された。」

報告は、化学的合成品の安全性の確証のないこと、10種のタール色素およびズルチンなどの発がん性の理由によって添加物指定品目から削除したことを認めている。消費者大衆の生命と健康とに危害を加える発がん性添加物が、安全性の確証のなんらなく、国家による長期毒性試験の未実施の状態において、国家(厚生大臣)によって指定されていた。この事実を報告は認めないわけにはいかなかった。

人民大衆の生命と健康とを守る医療衛生事業のために服務すべきはずの厚生省、国民の生命と健康とのために全力を尽すと自ら天下に公言する衛生行政が、こともあろうに、発がん性色素や有害性ズルチンを厚生大臣の名において、長期間添加物として指定していたのである。これらの発がん性添加物を食品とともに長期間摂取させられていたものは、ほかでもなく、人民大衆である。添加物の安全性にたいする衛生行政の不明確な態度、弱点について、報告がこれを指摘せざるをえないようになったのは、いったいなぜか、どんな背景があったのか。

主婦消費者団体を中心とする消費者大衆は、一部良心的科学者²⁾の協力のもとに、危険食品、うそつき食品追放運動を力強く展開した。消費者大衆を中心としたいきどおりの世論がまきおこり、添加物安全性総点検要求運動が勢い盛んにもりあがった。消費者大衆は添加物安全性総点検を国家に要求した。以上の状況が背景である。

こうした背景のもとに、学術権威者たちは添加物安全性再検討の必要性³⁾を提案した。添加物にたいする消費者大衆の不安感をしずめるため、消費者大衆の食品衛生行政批判運動をおさえるためには、厚生省は添加物の安全性総点検問題をとりあげざるをえなくなった。

この消費者大衆運動が衛生行政当局とブルジョア学術権威者とにたいして、添加物安全性総点検の必要性を認めさせる決定的力となったのである。

(2) 添加物の指定

報告¹⁾は添加物指定上の問題について次のように述べている。

「食品添加物の安全性の評価は、動物による実験をあらゆる角度から行ない、十分に安全性を検討することが現在における最善の方法とされているが、動物管理、毒性試験法、生体内変化の追跡など技術的な問題、人材の不足、施設設備の未整理、多額な必要経費などの問題が山積している。」

添加物の安全性評価試験には、多数の研究者、多額の研究費、整備された施設設備などを必要とする。それゆえに、企業は金のかかる安全性評価試験のために金をだしおしむ。添加物製造企業は安全性評価を当然自己負担で実験すべきであるが、これをやらずに回避している。国家は安全性評価試験のために僅少の予算をくむだけであって、真剣にとりくまない。多くの安全性評価問題は未解決のまま放置されている。

添加物安全性問題の処理方針は、消費者大衆の生命と健康とをなによりも重視するという立場・観点に立たなければならない。しかるに、現実には添加物安全性問題は、この方針に依拠せずに、処理されている。調査によれば、消費者大衆が毎日摂取する添加物は、数十品目に達しており、安全性の確証のないものが多い。

保存料、殺菌料、着色料、酸化防止剤など注意を要する添加物の安全性評価問題は、未解決状態に放置されている。安全性の確証のない添加物、安全性に疑いのある添加物は、直ちに指定を取り消すべきである。疑わしきは指定せず、使用せずという原則は厳守しなければならない。

添加物の指定は、企業の利益に奉仕する現行方式を改めて、消費者大衆の代表が指導的力をもつ民主的機関の権限とすべきである。

タール色素のごとき人工着色料を例にとってみれば、消費者大衆は人工着色料使用を望んでいない²⁾。消費者大衆が望まない人工着色料は、きわめて多種類の食品にきわめて広く使用されている。指定タール色素 12 品目の安全性問題がすべて、完全に解決されているのではない³⁾。12 品目のタール色素の安全性がすべて、長期慢性毒性試験によって実証されているのではない。消費者大衆が望まないタール色素を企業はなぜ使用するのか。かねもうけを人民の生命と健康よりも優先する企業は、人工着色料の使用によって、粗悪食品を美化し、うそつき食品を製造し、販売する。タール色素は勇断をもって指定を取り消すべきである。こうすれば、消費者大衆の願望に合致し、消費者大衆の利益に合致する。将来人民大衆の手中に握られる科学・技術は、天然色素の活用のために、食品の天然色の保持のために研究を進めるであろう。

添加物の指定は、消費者大衆の生命と健康とにたいして積極的意義があるという条件つきで、なされるべきであり、添加物使用は安全性の確証のあるものに限って、許されるべきである。このことは、消費者大衆の生命と健康との防衛のために必要不可欠のものである。

文 献

- 1) 科学技術庁資源調査会：食品添加物の現状と問題点，大蔵省印刷局（1970）。
- 2) 天野慶之：臨床栄養，37, 3号（臨時増刊号），288（1970）。
- 3) 郡司篤孝：恐るべき加工食品，改訂初版，オーム書店（1969）。
- 4) 郡司篤孝：危険な食品，三一書房（1969）。
- 5) 郡司篤孝：食品犯罪，三一書店（1970）。
- 6) 郡司篤孝：うそつき食品，三一書店（1969）。

- 7) 柳沢文徳：食品衛生の考え方—添加物の安全性，NHK ブックス，日本放送協会 (1969)。
- 8) 帆足養右：食品公害，文理書院 (1971)。
- 9) 柳沢文徳：臨床栄養，37, 3号 (臨時増刊号)，352 (1970)。